

Title	春秋時代の諸侯即位：『左伝』に見える「立」「即位」「葬」と新君誕生の認識との関係から
Sub Title	The enthronement of feudal lords in the Spring and Autumn period
Author	水野, 卓(Mizuno, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.78, No.1/2 (2009. 6) ,p.19- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090600-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

春秋時代の諸侯即位

——『左伝』に見える「立」「即位」「葬」と新君誕生の認識との関係から——

水野 卓

はじめに

これまで私は春秋時代における統治権、つまり土地や人民を保有し、かつ支配する際の拠りどころの解明をテーマとして、統治権は「現君の身柄」と「祖先の靈威」とからなる「君位」に集約されていること、またその統治権の比重が時代とともに変化して行くことを見出してきた。⁽¹⁾このように統治権の実態にはある程度迫ることができたものの、そもそも国が国として成立するためには、統治権というものが継続する必要がある、その点を解明することは重要な問題であると思われる。統治権が「君位」に集約されているというこれまでの結論からすれば、「君位」と「君位」とをつなぐ部分がどのように埋め合わされているかが問題となるわけだが、例えば、齋藤道

子氏の「統治権は国君の身柄そのものに集約されている」という指摘を一つの手がかりとすれば、⁽²⁾「君位」をつなぐ部分とは、現君が死去して新君が誕生する過程、つまり新君がどのように認識されるかという君主の即位時につながると考えられよう。中国古代史において君主の即位に関する検討は、統治権の本質を探る意味でも重要なテーマであり、特に漢代における皇帝の即位儀礼に関しては、西嶋定生・尾形勇・金子修一氏らによる重厚な研究の蓄積がある。⁽³⁾また、豊田久氏は『尚書』顧命篇や青銅器銘文の検討を通して、周王の即位儀礼を探っており、近年でも平勢隆郎氏が年代矛盾の解消作業を通じて、即位と関係が深いと思われる称元法の問題を取り上げるなど、中国古代の即位及びそこから派生する問題は依然として重要なテーマとなっている。⁽⁴⁾

このような状況の中で、春秋時代の即位に関しては、これまで周代や漢代の即位を議論する際の一部として取り上げられることはあったが、専門的に論じられることはなかった。しかし近年になって、小林伸二氏により春秋時代の即位を専門的に取り上げた論が展開された。⁽⁵⁾小林氏は、平勢氏の所説を、『春秋』が踰年称元法で並べられていることを主張したものと理解されたようで、『春秋』に見られる魯の君主と他国の君主の即位記事を検討し、これまでの研究成果を踏まえて、魯の君主については、定公が六月に即位し、それが枢前即位であることから、『春秋』に記された「薨」後の時点こそが魯の新君即位を示すものであると述べ、また「元年春正月、公即位」という記事を、平勢氏が踰年称元法の根拠としていると考えて取り上げ、これが即位して初めて迎える正月の意味であることを改めて指摘した。さらに他国の君主については、同じく『春秋』に見られる「某子」という表現が未踰年の君主を指すという後世の注釈家の解釈に疑問をはさみ、踰年していなくとも「公」「侯」といったように、年内でも爵位が示されている事例から、「某子」とは諸侯ではないものの国君の代理者の意味であるとし、魯の君主・他国の君主それぞれに

ついて踰年称元法が適用されていないことを主張した。小林説は、春秋時代の即位に関する近年ではほとんど唯一の専論として、重視されるべきではあるが、平勢説への「反論」として、『春秋』が踰年称元法の理念によって書かれた編年記ではないことを証明しようとした点や、踰年即位の問題と踰年称元法の問題とが混同されている点については、やや問題があるかと思われる。⁽⁶⁾

さらに、氏の検討は、『春秋』という史料の記述範囲内に限定されたものであり、かつ『春秋』の史料性の「側面」を探ることや「国際社会での諸侯外交を理解する」点に重点が置かれているため、氏自身も課題としてるように、同じく春秋時代の史実が多く含まれているとされる『春秋左氏伝』（以下『左伝』と略す）における即位に関する記事の検討や、そこから見出されるであろう即位の具体的な状況がどのようなものであったかといった問題に関しては、更なる検討の余地が残されているものと思われる。

本稿では、『左伝』における即位記事を調べることで、春秋時代の各国において新君の誕生がどのように認識されていたのかを探り、そこから統治権の継続性について明らかにしつつ、君主の即位に関する周代と漢代との間

の空白を埋めていきたいと思う。なお基本的な史料としては『左伝』を用いるため、記事を引用する場合は特に断りのない限りは伝文、つまり『左伝』からの引用であり、『春秋』からの場合は*公*年経と記す。また引用文中の「」は筆者による補足を、「」は同じく筆者による説明を意味している。さらに本稿で用いる「即位」という語について、今回は『左伝』に記された即位に関する語句の意味・内容を探るため、『春秋』『左伝』中の語句としては「即位」、それを本文で引用する場合には「即位」と記すこととし、新君となるために「君位」に即く、あるいはそのために行われる一連の儀式を指す現代語の「即位」とは区別していることをあらかじめ断りしておく。

第一節 『左伝』に見える「立」と「即位」

『左伝』の即位に関する記述を考えるにあたり、「はじめに」でも触れた小林氏が『春秋』の中で注目した語をまずは取り上げてみたいと思う。氏は『春秋』に見える即位の記述について、魯の君主に関しては、

桓公 「元年、春、王の正月、公、**即位**す」

(桓公元年経)

哀公 「元年、春、王の正月、公、**即位**す」

(哀公元年経)

とあるような「即位」の語を取り上げ、また他国の君主に関しては、

衛 「冬十有二月、衛人、晋(宣公)を**立**つ」

(隠公四年経)

周 「尹氏、王子朝を**立**つ」(昭公三三年経)

とあるような「立」の語に着目した。小林氏はこの二つの語をどちらも新君の即位を示す語として検討を進めているが、『左伝』の中でこれらの語がどのように用いられているかをまずは見てみよう。

『左伝』には「立」と「即位」の語が数多く見られるが、回想の場面や即位する予定として記されている場合、あるいは隠公元年の冒頭に「元年、春、王、周の正月。即位を書せざるは撰なればなり」とあるように、『春秋』経文の解釈として記されている場合も少なくない。特に後者については、その文の前に魯の隠公の「立」に至る経緯が記されていることから、歴代の注釈者を始めとして、春秋時代の即位に言及する人々は、この「立」と「即位」とを整合的に解釈しようとしたが、こ

れはあくまで隠公を中心とした魯の君主のみに焦点が当てられた議論であり、ここに固執しては春秋各国全体の状況は見出せない。そもそも本稿では、春秋時代の即位の具体的な状況を明らかにすることに主眼があるため、実際に「立」や「即位」を行った君主で、しかも経文解釈ではない「立」と「即位」の語を取り上げたいと思う。そこで、後で検討する「葬」も含めて、その前後関係をまとめたものが表1である(表1参照)。ここから「立」の語は七一例確認でき、

魯 「冬、十月己未、共仲、圉人犖をして、子般を党氏に賊せしむ。成季、陳に奔る。閔公を立つ」

(莊公三二年)

魯 「武子、聴かず、卒に之(昭公)を立つ」

(襄公三二年)

とあるように、『左伝』では他国の君主ばかりでなく、魯の君主に対しても「立」が用いられており、一方、「即位」の語を見ると二四例確認でき、

鄭 「莊公、即位するに及び、(武姜)、之(共叔

段)が為に制を請へり」(隱公三年)

齊 「齊の簡公の魯に在りしや、闕止、寵有りき。

即位するに及び、政を為さしむ」

(哀公一四年)

とあるように、『左伝』では魯の君主ばかりでなく、他国の君主についても「即位」の語が用いられていることがわかる。

つまり『春秋』で書き分けられていた「立」と「即位」の語が、『左伝』では魯の君主・他国の君主の区別なく用いられており、その意味で「立」「即位」の語をすべて合わせた九五例という数字は、『春秋』に比べ、かなり新君の即位状況が記されていると言えよう。ここから『左伝』から春秋時代の即位を検討することには意味があると思われるが、「立」の語が他国の君主に限定されず、「即位」の語が魯の君主に限られていないということは、『左伝』ではこの両者を特に区別することなく、どちらも同じ新君の即位を示す語として捉えてもよいように思われる。確かに、表1を見て「立」と「即位」とがともに記される事例は少なく(表1○印参照)、また、

「衛人、公子晋を邢より逆ふ。冬、十二月、宣公即位す。書して衛人、晋を立つと曰ふは、衆なればなり」(隱公四年)

とあるように、「立」と「即位」とは代替可能ではない

かと思われる事例もある。しかし、例えばここに見える「立」は、その前に「書して」とあるように、先ほども述べた経文の解釈であるため、「立」と「即位」とが通用するとは言いがたい。むしろ、

「宣子、趙穿をして公子黑臀（成公）を周に逆へしめて之を立つ。壬申、武宮に朝す…（晋の）成公の即位するに及び…」（宣公二年）

「冬十月丁卯、之（悼公）を立つ。將に盟はんとす…諸（荼）を野幕の下に殺し、諸を受冒淳に葬る…（八年）齊の悼公の來たるや、季康子、其の妹を以て之に妻はす。即位して之を逆ふ」（哀公六年）

とあるように、一人の君主に対して「立」と「即位」とが書き分けられ、かつどれも先に「立」、後に「即位」と記されている事例が存在することに私は注目したい。

仮に「立」と「即位」とが通用し、同じ意味を持つとすれば、書き分けがなされる必要はなく、やはり「立」と「即位」それぞれの意味するところが異なっているからこそ、わざわざ書き分けられていると考えられよう。その証拠に、例えば「立」ではその記述に関連して、

「宋の）子游を立つ。群公子は蕭に奔り、公子禦

説は毫に奔る。南宮牛・猛獲、師を帥ゐて毫を囲む」（莊公二年）

「齊の）易牙入り、寺人貂と内寵に因りて以て群吏を殺して、公子無虧を立つ。孝公、宋に奔る」（僖公一七年）

（僖公一七年）

「邾の）文公卒し、邾人、定公を立つ。捷菑、晋に奔る」（文公一四年）

「公、疾む。国恵子・高昭子をして荼を立てしめ、群公子を萊に眞く。秋、齊の景公卒す。冬十月、公子嘉・公子駒・公子黔、衛に奔り、公子鉏・公子陽生、來奔す」（哀公五年）

とあるように、「立」後に「君位」を争っていた対立者の出奔が多く見られるのに対して、「即位」ではそのような事例が一つも見当たらず、一方、「即位」の記述に関しては、

「宋の襄公即位し、公子目夷を以て仁と為し、左師と為り以て政を聴かしむ」（僖公九年）

「宋の）文公即位し、母弟須をして司城たらしむ。華耦卒して、蕩虺をして司馬たらしむ」（文公一六年）

「晋の）平公即位す。羊舌肸を傅と為し、張君臣

表1 『左伝』に見える「立」(71例)・「即位」(24例)・「葬」(47例)

国名	年	君主	立(擁立者)	即位(擁立者)	葬(先君)
魯	先経伝	隠公	先経伝(?)	×	隠元年冬10月改葬(惠公)
鄭	隠公元年	莊公	×	?(なし)	×(武公)
◇宋	隠公3年	殤公	×	8月(自立)	*12月(穆公)
衛	隠公3年	桓公	?(?)	×	×(莊公)
衛	隠公4年	州吁	春(自立?)	×	×(桓公?)
◇衛	隠公4年	宣公	×	12月(衆?)	隠5年夏4月(桓公)
晋	隠公5年	哀侯	秋(周王)	×	×(鄂侯)
○魯	隠公11年	桓公	11月(公子羽父)	桓元春(なし)	×(隠公)
宋	桓公2年	莊公	?(華父督)	×	×(殤公)
晋	桓公8年	緡	冬(周王)	×	×(小子侯)
△鄭	桓公11年	昭公	夏(祭仲)	×	*秋7月(莊公)
鄭	桓公11年	厲公	"9月"(祭仲)	×	×(昭公:出奔) ※1
衛	桓公16年	公子黔牟	11月 (左公子泄・右公子職)	×	×(惠公:出奔)
鄭	桓公17年	公子亶	"10月"(高渠弥)	×	×(昭公)
鄭	桓公18年	鄭子	7月(祭仲)	×	×(子亶)
周	莊公3年	莊王	×	×	5月(桓王)
衛	莊公6年	惠公	×	夏(なし)	×(宣公)
齊	莊公8年	無知	冬12月 (連称・管至父)	×	×(襄公)
宋	莊公12年	子游	秋(南宮萬)	×	×(閔公)
宋	莊公12年	桓公	冬10月 (蕭の叔大心,先君の族)	×	×(子游)
楚	莊公18年	文王	×	?(なし)	×(武王)
楚	莊公19年	杜敖	×	×	夏6月(文王)
周	莊公19年	子頹	冬(衛・燕)	×	×(?)
△晋	莊公28年	奚齊	夏(驪姫・二五)	×	×
魯	莊公32年	子般	×	8月(なし)	×(莊公)
△魯	莊公32年	閔公	冬10月(共仲)	×	閔元年夏6月(莊公) ※2
魯	閔公2年	僖公	秋8月(成季)	×	?(閔公)
衛	閔公2年	戴公	?(宋の桓公)	×	×(懿公)
許	僖公4年	僖公	×	×	秋(穆公)
△晋	僖公9年	公子卓	10月(荀息)	×	10月(獻公)
宋	僖公9年	襄公	×	?(なし)	×(桓公)
晋	僖公10年	惠公	夏4月 (周公忌父・王子党・齊の隰朋)	×	×(公子卓?)
齊	僖公17年	武孟	冬10月 (易牙・寺人貂)	×	×(?)
△齊	僖公18年	孝公	夏5月(宋の襄公)	×	秋8月(桓公)
晋	僖公23年	懷公	9月(?)	×	×(惠公)
衛	僖公28年	公子瑕	冬(元咺)	×	×(?)
晋	僖公33年	襄公	×	×	夏4月(文公)

魯	文公元年	文公	×	×	夏4月(僖公)	
楚	文公元年	穆王	“10月(?)”	×	×(成王)	
晋	文公6年	靈公	×	×	冬10月(襄公)	
◇宋	文公7年	昭公	×	夏4月?(なし)	夏4月?(成公)	
周	文公9年	頃王	×	×	2月(襄王)	
曹	文公11年	文公	×	?(?)	*冬(共公)	
邾	文公12年	君	春(邾人)	×	×(?)	
齊	文公14年	舍	×	夏5月(なし)	×(昭公)	
邾	文公14年	定公	?(邾人)	×	×(?)	
楚	文公14年	莊王	?(?)	×	×(穆王)	
★宋	文公16年	文公	文17年春 (晋・衛・陳・鄭)	冬11月(なし)	×(昭公)	※3
齊	文公18年	惠公	夏5月(齊人)	×	×(懿公)	
▲魯	文公18年	宣公	冬10月(襄仲)	×	6月(文公)	※4
○晋	宣公2年	成公	“9月?”(趙盾)	?(なし)	×(靈公)	
鄭	宣公4年	襄公	?(鄭人)	×	宣10年改葬(靈公)	
狄	宣公15年	黎侯	“7月”(晋侯)	×	×(?)	
魯	成公元年	成公	×	×	*2月(宣公)	
楚	成公2年	共王	×	?(なし)	×(莊王)	
宋	成公2年	共公	×	×	*“成3年2月”(文公)	
鄭	成公10年	公子緇	3月(子如)	×	×(悼公)	
鄭	成公10年	僖公	4月(鄭人)	×	×(成公)	
△晋	成公10年	厲公	5月(晋)	×	冬(景公)	
△曹	成公13年	成公	秋(自立)	×	冬(宣公)	
宋	成公15年	平公	×	×	秋8月(共公)	
◎晋	成公18年	悼公	春正月 (欒書・中行偃)	2月(なし)	正月(厲公)	
邾	成公18年	宣公	×	?(?)	×(?)	
魯	成公18年	襄公	×	×	“12月”(成公)	
鄭	襄公7年	簡公	?(子駟)	×	*襄8年夏(僖公)	
衛	襄公14年	剽	?(衛人)	×	×(定公)	
晋	襄公16年	平公	×	春(なし)	春(悼公)	
◎齊	襄公19年	莊公	?(崔杼)	夏5月(なし)	*冬(靈公)	
齊	襄公25年	景公	“5月”(崔杼)	×	5月と襄29年2月(莊公)	
許	襄公26年	悼公?	×	×	12月(靈公)	
楚	襄公29年	郝敖	×	?(なし)	夏4月(康王)	
周	襄公29年	景王	×	×	?(靈王)	
魯	襄公31年	子野	6月(?)	×	×(襄公)	
△魯	襄公31年	昭公	“9月”(季武子)	×	“10月”(襄公)	
莒	襄公31年	展輿	11月 (自立?か先君=犁比公)	×	×(犁比公)	
楚	昭公元年	靈王	×	?(なし)	?(郝敖)	
滕	昭公3年	?	×	×	5月(成公)	
秦	昭公6年	?	×	×	春(景公)	
單	昭公7年	成公	冬10月 (襄・頃の族)	×	×(獻公)	

衛	昭公7年	靈公	? (孔成子)	×	12月(襄公)
△陳	昭公8年	<u>公子留</u>	3月 (公子招・公子過)	×	*冬12月(哀公)
晋	昭公10年	昭公	×	×	9月(平公)
宋	昭公11年	元公	×	×	2月(平公)
鄭	昭公12年	定公	×	×	6月(簡公)
甘	昭公12年	<u>悼公</u>	? (先君=簡公)	×	×(簡公)
甘	昭公12年	平公	“10月” (成・景の族, 劉の猷公)	×	×(悼公)
◇楚	昭公13年	平王	×	“5月”(なし)	“5月”(靈王?) 他年改葬(靈王)
蔡	昭公13年	平侯	×	×	冬10月(靈公)
蛮	昭公16年	蛮子の子	? (楚の平王)	×	×(?)
晋	昭公16年	頃公	×	×	冬10月(昭公)
曹	昭公18年	悼公	×	×	秋(平公)
蔡	昭公21年	朱	×	×	3月(平公)
蔡	昭公21年	悼公	? (蔡人)	×	×(蔡侯朱: 出奔)
劉	昭公22年	劉笮	“4月”(単子)	×	×(劉子)
周	昭公22年	悼王	×	×	6月(景王)
周	昭公22年	敬王	×	“11月”(なし)	×(悼王)
宋	昭公26年	景公	×	×	正月(元公)
楚	昭公26年	昭王	9月(令尹子常)	×	×(平王)
晋	昭公30年	定公	×	×	秋8月(頃公)
◇魯	定公元年	定公	×	“6月”(なし)	秋7月(昭公)
呉	定公5年	<u>夫槩王</u>	9月(自立)	×	×(?)
魯	定公15年	哀公	×	×	“9月”(定公)
△衛	哀公2年	出公	夏(夫人南子)	×	*冬10月(靈公)
△斉	哀公5年	荼	夏? (先君=景公・国恵子・高昭子)	×	*閏月(景公) ※5
楚	哀公6年	恵王	“7月” (公子啓・子西・子期)	×	×(昭王)
斉	哀公6年	悼公	冬10月(陳乞)	×	? (荼)
曹	哀公7年	曹伯陽	×	? (なし)	×(靖公)
斉	哀公10年	簡公	×	×	*夏?(悼公)
衛	哀公15年	莊公	冬?(孔?)	×	×(靈公)
衛	哀公17年	<u>公孫般師</u>	冬10月(晋)	×	×(莊公)
衛	哀公17年	<u>公孫般師</u>	11月(衛人)	×	×(莊公)
衛	哀公17年	<u>公子起</u>	12月(斉人)	×	×(子起)
邾	哀公22年	<u>太子革</u>	夏4月?(呉)	×	×(?)
邾	哀公24年	公子何	? (越人)	×	×(?)
衛	哀公26年	悼公	夏5月(?)	×	×(出公)
宋	哀公26年	啓	冬10月(大尹)	×	×(景公)
宋	哀公26年	得	? (国人)	×	×(景公)

- ・表中の？は月・季節の不明・不確定を、(?)は擁立者の不明を、×は記載自体がないことを示す。また君主の□は「立」直後に殺害されたり出奔している人物を示す。
- ・“ ”印のある月に関しては、前後の文と杜注とを参考に記した。
- ・「葬」に関しては、基本的に『左伝』の記述を採用したが、『左伝』に記述がなく、「立」「即位」が記されている君主に限って『春秋』の記述を取り上げ、その場合は年月に*をつけておいた。そのため、表中の「葬」は全部で57例あるが、『左伝』上の事例数は47例である。
- ・国名の前の記号について、◎は「立」「即位」「葬」がすべてそろっている事例。○は「立」→「即位」の順序で、△は「立」→「葬」の順序で、◇は「即位」→「葬」の順序で月日が記されている事例であり、一方、★は「立」と「即位」が、▲は「立」と「葬」の順序が逆となっている事例である。

注

- ※1：鄭の厲公については、「祭仲、宋人と盟ひ、厲公を以て帰り、之を^立つ。秋九月丁亥、昭公、衛に奔る。己亥、厲公^立つ」(桓公11年)とあるように、「立」が2ヶ所に見える。一見、「立」に2つの意味がありそうだが、実は前者の「立」は“初め、祭の封人…”の書き出しで始まる記事の中にあるため、この「立」は己亥の「立」を指している可能性が高いと思われる。
- ※2：莊公32年の閔公の「立」の擁立者は共仲だが、閔公2年では「閔公は、哀姜の婢、叔姜の子なり。故に齊人之を^立つ」とあるように、齊人が閔公の擁立者となっている。
- ※3：「立」と「即位」の順序が逆になっている事例であり、これは本文注(23)を参照。
- ※4：「立」と「葬」の順序が逆になっている事例であり、これは本文注(39)を参照。
- ※5：齊の荼の「立」について、本文第1節では太子としての「立」である可能性も示唆したが、成公14年のように「太子」の語とつながっているわけではなく、君主としての「立」の可能性も残されているため、「立」の事例の中に含めた。

を中軍の司馬と為し、祁奚・韓襄、欒盈・士鞅を公族大夫と為し、虞丘書を乘馬御と為し、服を改め官を修め、曲沃に烝す」(襄公一六年)

「楚の邲敖^{即位}し、王子圉、令尹と為る」

(襄公二九年)

「楚の靈王^{即位}し、遠罷を令尹と為し、遠啓疆を大宰と為す」(昭公元年)

とあるように、「即位」後に国内のさまざまな官職が決定される場合が比較的多く見られるのに対し、「立」ではこのような事例が見られないという違いが見出せるのである。⁽⁹⁾ここからも両者が区別されていた可能性がうかがわれるが、何より注目すべきは、

「正月」荀罃・士魴をして周子(悼公)を京師に逆へしめて之を^立つ…辛巳、武宮に朝す…二月乙酉朔、晋の悼公、朝に^{即位}す」(成公一八年)

とあるように、「立」が正月、「即位」が二月と異なる日付が示されている事例が見えるということであり、⁽¹⁰⁾ここから、明らかに両者が別々の意味を持つていたことがわかるのである。さらに、両者の前後関係から考えると、春秋時代の即位には、「立」と「即位」という二つの段階があったのではないかと推測されるわけだが、この推

測が妥当か否かを検証するため、それぞれにどのような固有の意味・内容があるかを検討いくこととしよう。

まず「立」の事例を調べると、

「宋公(桓公)疾む。太子茲父固く請ひて曰く、目夷は長且つ仁なり。君其れ之を立てよ」
(僖公八年)

「晋侯(景公)疾有り。五月、晋、太子州蒲を立てて以て君と為して、諸侯に会し鄭を伐つ」
(成公一〇年)

とあるように、現君がいるにもかかわらず「立」が行われ(ようと)している記事が見える。現君が現世に存在する限り、厳密に言えば、「立」した人物がいまだ新君として認識されていない可能性はあるものの、現君が病氣という君事を行えない状況にある以上、「立」が新君誕生に関わっていると見なしてよいように思われる。というのも、

「衛の」孔成子・甯惠子をして敬俎の子衍を立てて以て大子と為さしむ(成公二四年)

「諸大夫」公に言ひて曰く、君の齒長ぜり。未だ大子有らず。之を若何せん、と…公、疾む。国惠子・高昭子をして茶を立たしめ、群公子を菜に奠く。

秋、齊の景公卒す(哀公五年)

とあるように、「立」の用例として、太子を定める際に用いられている場合があり、松井嘉徳氏が「太子は公位の継承者たるべき者」と述べていることからすれば、「立」とはその対象が新君にせよ太子にせよ、次期君主となるために必要な手続きを示していると考えられるのである。

では、「立」とは具体的にどのようなことを意味するのであろうか。さらに「立」の事例を詳しく見てみると、ほとんどの場合「A(国人など)立B(君主)」という形で記され、新君を「立」するに当たり、大夫や国人といった「人」の存在が関わっていることがわかる(表1では擁立者と記す)。また、そのような存在が明らかでない場合も、

「曹の宣公、師に卒す…秋、負芻、其の大子を殺して自立す(成公一三年)

「九月、(呉の)夫槩王歸りて自立して、以て王(闔廬)と戦ひて敗れ、楚に奔りて、堂谿氏と為る(定公五年)

とあるように、「自立」という語が「立」と区別して記されていることからすれば、「立」には新君を擁立する

存在が常に伴っている状況が示されていると言えよう。

以上のことから、少なくとも君主の即位に関わる「立」とは、「人」によって新君が「擁立」されるという意味を有していたと考えられるのである⁽¹²⁾。

第二節 「即位」の意味

前節で「立」の意味するものが見えてきたが、では「即位」はどうかであろうか。『春秋』の「即位」を検討した小林氏は、『左伝』の「即位」について、注の中であるが、晋君の事例を取り上げ、「新君の宗廟への報告」とし、魯国君についても、新君が宗廟に正式即位を報告する意味であると推測した⁽¹³⁾。確かに、表1の事例を見ると、「立」の際に顕著に見られた新君を擁立する存在が見当たらず（表1参照）、その代わり、第一節で取り上げた宣公二年・成公十八年の「朝武宮」といった事例や、「宋の元公」夢に、太子欒、廟に**即位**し、己と平公と服して之を相く」（昭公二五年）に見られるような「廟」といった「祖先」の現世における居所とも言うべき場が深く関わっていることがわかる。「即位」を現代語の即位、すなわち君主の位につくこと

自体と捉えれば、君主の位についた報告だけが行われる可能性も考えられるが、例えば西周金文の「即位」は、豊田氏も「位」とは受命の際のきちんと決められた位置であると指摘するように⁽¹⁴⁾、何らかの儀式が行われる場合に所定の位置に立つことを意味しており、だとすれば、「即位」では、ある位置について何らかの儀式が行われることが想定されるのである。

そこで注目すべきは、この昭公二五年の事例に見られる「廟」という場である。この「廟」がどの祖先を意識したものであるかは記されていないが、齋藤氏が魯の襄公の冠礼を検討して、「春秋時代の君主の即位儀礼の本質は、共存する始祖との一体化であった」と述べ、その一体化について、「嗣君が始祖と同じ場に共存することで始祖によって嗣君は新君となるのであり、同時にその新君は『型板』である始祖そのものでもある、と考えられた」と指摘していることからすれば⁽¹⁵⁾、始祖廟の可能性は非常に高く、また始祖そのものとみなされるためには、そこに何らかの儀式が介在した可能性は大いに考えられよう。実際『国語』に、

「丙午、〔晋の文公〕曲沃に入り、丁未、絳に入りて、武宮に即位す」（晋語四）

とあるように、廟と宮との違いを考慮する必要はあるが、文公にとつて始祖と位置づけられる武公の宮と「即位」とが関わっている記述が見られるということは、昭公二五年の「廟」も始祖廟であり、「即位」とは新君が始祖そのものになるための儀式であつたと思われるのである。

「即位」については「立」に比べて事例数が少ないため、「左伝」からこれ以上のことは明らかにしたいが、「即位」と「廟」との関係に着目するならば、先にも少し述べた周代の事例、特に周王の即位儀礼が手がかりとなる。「はじめに」でも少し触れたように、中国古代の即位儀礼、特に漢代については西嶋氏の研究がその先駆であり、周代については豊田氏の研究があるが、漢代のみならず周代の即位儀礼も合わせて検討した尾形氏の見解にここでは注目したい。氏は、『尚書』に見える周の康王即位の次第を、「(1) 路寝の殯所における殯礼(凶礼) ↓ (2) 太廟にて挙行される嘉礼としての即位式 ↓ (3) 正朝にての朝礼(嘉礼)」という三段階の儀礼と理解し、特に太廟での即位式の主な内容を「介圭」・「同瑁」および「冊命」の伝授であると指摘したわけだが、この「介圭」などについて、豊田氏が『圭瓚』の類は、その先王(先祖考)を祭る、宗廟の嗣としての、神霊と

結ぶ象徴的な祭器であつたらう」とし、それが新君に伝授されることで天命を与えた上帝と結びついていくと述べていることからすれば、「左伝」の「即位」においても何らかの祭器が授与され、先君の神霊さらには上帝と結ばれた可能性は大いに考えられよう。では、春秋時代には、そうした廟における「もの」を介しての天命の伝授の儀礼はあつたのであろうか。以前、私は諸侯の「君位」が、封建時に与えられた天命の象徴たる「器」によつて保証され、その「器」は先祖代々受け継がれていたことを明らかにしており、また、

「武子対へて曰く、君の冠するには必ず裸享の礼を以て之を行ひ、金石の楽を以て之を節し、先君の祧を以て之に處る。今、寡君、行に在り。未だ具ふ可からざるなり。請ふ兄弟の国に及びて仮りて備へん、と。晋侯曰く、諾、と。公還りて衛に及び、成公の廟に冠す。鐘磬を仮るは、礼なり」

(襄公九年)

杜注「裸は鬯酒を灌するを謂ふなり。享して先君を祭るなり」「諸侯は始祖の廟を以て祧と為す」

会箋「裸は即ち灌なり。圭瓚を以て鬯を酌み始めて神に献ずるを謂ふなり」

とあるように、齋藤氏が君主の即位儀礼の本質が始祖との一体化であることを導き出した冠礼の事例においても、禋享の礼に使われたと考えられる「圭瓚」や金石の樂といった「器」が、宗廟において祖先を実体化するものとして機能していたことから推測するに、「即位」とは新君が始祖そのものになるとともに、「君位」を保証する「器」が新君に授けられることで、新君に天命が伝授されることを表現する内容の儀式であったと考えられるのである。

おそらく「即位」の本質的な内容は以上のようなものであるが、周王の即位儀礼として尾形氏が第三段階に挙げた「正朝にての朝礼」に着目すると、実は『左伝』の「即位」でも、第一節で取り上げた成公一八年の記事に「晋の悼公、朝に**即位**す」とあるように、「朝」という場に関わっていることがわかる。周王の場合の朝礼を尾形氏や豊田氏が、新王と諸侯との朝見の儀礼であると述べていることからすれば、「即位」には、卿大夫や国人といった国内の人々に対し、新君に始祖などを媒介として天命が与えられたことを「顕示」する意味も含まれていたと考えられるわけで、第一節で少し触れた、おやけに官職の決定が示される記事が「立」ではなく

「即位」に伴っていたこともここから理解できるものとなる。以上、周代の即位儀礼との比較をふまえてまとめると、「即位」とは、特定の場所に立って「君位」を保証する「器」が与えられることにより、その始祖と「器」とを媒介として天命が授けられることを意味し、また「朝」という公的な場を通して、そのことを国内の人々に「顕示」する意味も含んだ儀式であったと言えるのである。

では、「立」や「即位」は、新君の即位すなわちその誕生が認識される過程にどのように位置づけられるのであろうか。事例数を見ると圧倒的に「立」の多さが目立つことから、新君の即位には、まず「立」すなわち「立」される必要があるように思われるが、これが他者による行為であることや、「立」七一例のうち二〇例の新君が「立」後に殺害されたり出奔するなど（表1の□で印をした君主）、「立」すなわち「擁立」が失敗している状況が見られることからすれば、必ずしも「立」は君主の即位に不可欠な手続きではない可能性も考えられよう。しかし、

「三月、子如、公子縡を**立**つ。夏、四月、鄭人、縡を殺して髡頑を**立**つ」（成公一〇年）

とあるように、子如が「立」した鄭の公子縯は国人により殺害され、その国人が後に髡頑(僖公)を「立」しており、また鄭の厲公を「立」した祭仲も、

「祭仲、宋人と盟し、厲公を以て帰りて之を立」
つ(桓公一年)

とあるように、直前に国人と盟を行うなど、増淵龍夫氏の「国」における公位の継承や、上卿(執政)への就任には、国人の支持が、大きな要因として働いていたことを示すものである」という指摘、つまり新君の擁立における「国の共同体的側面」の影響が見られることからすれば、たとえ「立」が他者による行為であり、また「立」後に新君の殺害・出奔が起きたとしても、国人など多数者の支持・承認を得ている場合には、新君の「擁立」は「人」に認められていると言えるのである。さらに擁立者が個人であり、その個人による恣意的な「立」が行われたとしても、国人の背叛などが見られない事例については、当時の「国の共同体的側面」の影響から考えれば、その「立」も「人」に認められていると言えるのであり、これらのことをふまえると、「立」は新君の即位に必要な手続きであることがわかるのである。ただし、このような政治的闘争の混乱を收拾するために

「立」が行われたとすれば、「立」が非常時に限られた即位の続きという可能性もあるわけで、実際、平常時においても「立」が必要であったかどうかは、限られた史料の中からは判断しがたい。しかし、混乱を收拾するために、「立」という手段によって「君位」の安定が目指され、かつ、そこに国人の支持・承認が大きく関わっているということは、「立」とは「人」による承認という意味を含んだ、新君の誕生が認識されるための最初の続きと考えられるのであり、「立」が国内の「人」による承認を意味するからこそ、第一節で取り上げたように、「君位」を争った対立者の出奔が、「即位」ではなく「立」に関連して記されているであろう。

一方、「即位」は天命の伝授という儀式的な要素が強く、また、以前私が指摘したように、当初、諸侯は周王↓始祖↓「器」を媒介として天命を受けていたが、周王の力が衰えると、次第に始祖↓「器」を媒介として直接天命を受けるようになり、ますます国内で完結する儀式となると考えられるため、記載された事例数は「立」に比べて少ないのであろう。それでも国人などの「人」による承認を得た新君にとっては、高木智見氏が春秋時代を「神・人共同体」であると指摘したことからわかる

ように、「祖先」による承認は必要とされるはずであり、その意味で、新君・国人が共に戴く「祖先」を媒介として天命が伝授される「即位」も、「立」とともに必要な要素であったと言えるのである。第一節でも見たように、「立」と「即位」とが区別され、「立」に続いて「即位」が記されていることを思い起こせば、「立」とは「人」による承認を意味する新君の即位に必要な最初の段階であり、「即位」とは「祖先」による承認を意味する「立」に続く段階であったと結論づけられるのである。

第三節 『左伝』に見える「葬」

ここまでの検討から、「立」と「即位」とは異なる意味・内容を持つていることが明らかとなった。さらに、春秋時代における新君の即位には、少なくとも「立」と「即位」という二つの段階を経ることが導き出されたわけだが、『春秋』に見える「卒」「葬」記事を詳細に検討した小林氏は、それらの記事から魯と対象国との対外関係が示されていることを見出すとともに、特に「葬」について、「会葬奉行と正式即位による君位継承の無事完了の伝達」の意味が含まれているとの指摘をしており、

だとすれば、新君誕生の認識としては、「立」「即位」に加え「葬」も検討する必要があるであろう。

ただし、「葬」についての小林氏の検討は『春秋』中心であるため、「立」「即位」との関係を探るためにも、『左伝』における「葬」にどのような意味があったのかを考えてみたい。『左伝』に見える「葬」についてはすでに表1にも示しておいたが、『春秋』の「葬」との対照とともに、一覧にしたものが表2である。これを見ると『左伝』に「葬」は四七例見られるが(表2参照)、

「冬十月、〔晋の〕里克、奚齊を次に殺す…荀息、公子卓を立て以て葬る」(僖公九年)

「夏五月、宋、齊の師を廩に敗り、孝公を立てて還る。秋八月、齊の桓公を葬る」(僖公一八年)

「夏四月、宋の成公卒す…昭公即位して(成公を)葬る」(文公七年)

とあるように、「葬」を新君が執り行った先君の葬儀として考えると、「立」や「即位」の語と関連して記されていることがまずわかる。そのため、これ以降、本稿で取り上げる新君誕生の認識に関わる「葬」は、すべて新君から見た一代前の先君の「葬」として検討を進めるわけだが、特に、

表2 『左伝』の「葬」と『春秋』の「葬」(47例)

国名	君主	『左伝』の年月日	『春秋』の年月日
魯	恵公	隠公元年冬10月庚申	「改葬」→なし
衛	桓公	隠公5年夏	「葬」→隠公5年夏4月 「葬」
周	桓王	莊公3年夏5月	「葬」→莊公3年5月 「葬」
楚	文王	莊公19年夏(6月?)	「葬」→なし
魯	莊公	閔公元年夏6月	「葬」→閔公元年夏6月辛酉 「葬」
魯	閔公	閔公2年(秋?)	「葬」→なし
許	穆公	僖公4年(秋?)	「葬」→僖公4年(秋) 「葬」
晋	献公	僖公9年冬10月	「葬」→なし
齊	桓公	僖公18年秋8月	「葬」→僖公18年秋8月丁亥 「葬」※1
晋	文公	僖公33年夏4月	「葬」→僖公33年4月癸巳 「葬」
魯	僖公	文公元年夏4月丁巳	「葬」→文公元年夏4月丁巳 「葬」
晋	襄公	文公6年冬10月	「葬」→文公6年冬10月 「葬」
宋	成公	文公7年	「葬」→なし
周	襄王	文公9年2月	「葬」→文公9年2月辛丑 「葬」
魯	文公	文公18年6月	「葬」→文公18年6月癸酉 「葬」
鄭	靈公	宣公10年	「改葬」→なし
宋	文公	成公2年	「葬」→成公3年2月乙亥 「葬」※2
晋	景公	成公10年冬	「葬」→なし
曹	宣公	成公13年冬	「葬」→成公13年冬 「葬」
宋	共公	成公15年秋8月	「葬」→成公15年秋8月庚辰 「葬」
晋	厲公	成公18年春正月庚申	「葬」→なし ※3
魯	成公	成公18年(12月)丁未	「葬」→成公18年12月丁未 「葬」
晋	悼公	襄公16年春	「葬」→襄公16年春正月 「葬」
齊	莊公	襄公25年(5月)丁亥	「葬」→なし
		襄公29年2月癸卯	「葬」
許	靈公	襄公26年12月	「葬」→襄公26年(冬) 「葬」
楚	康王	襄公29年夏4月	「葬」→なし
周	靈王	襄公29年	「葬」→なし
魯	襄公	襄公31年(10月)癸酉	「葬」→襄公31年10月癸酉 「葬」
楚	邲敖	昭公元年(11月?)	「葬」→なし
滕	成公	昭公3年5月	「葬」→昭公3年5月 「葬」
秦	景公	昭公6年	「葬」→昭公6年(春) 「葬」
衛	襄公	昭公7年12月癸亥	「葬」→昭公7年12月癸亥 「葬」
晋	平公	昭公10年9月	「葬」→昭公10年(秋) 「葬」
宋	平公	昭公11年2月	「葬」→昭公11年(春) 「葬」
鄭	簡公	昭公12年6月	「葬」→昭公12年5月 「葬」※4

蔡	靈公	昭公13年冬10月	「葬」→昭公13年冬10月	「葬」
楚	靈王	昭公13年夏5月癸亥	「葬」→なし	
		昭公13年(5月丙辰?)	「葬(四人)」	
		他年	「改葬」	
楚	子干	昭公13年(5月丙辰?)	「葬」→なし	
晋	昭公	昭公16年冬10月	「葬」→昭公16年冬10月	「葬」
曹	平公	昭公18年秋	「葬」→昭公18年秋	「葬」
蔡	平公	昭公21年3月	「葬」→昭公21年春3月	「葬」
周	景王	昭公22年(6月)丁巳	「葬」→昭公22年6月	「葬」
宋	元公	昭公26年(春)	「葬」→昭公26年春正月	「葬」
晋	頃公	昭公30年秋8月	「葬」→昭公30年秋8月	「葬」
魯	昭公	定公元年秋7月癸巳	「葬」→定公元年秋7月癸巳	「葬」
魯	定公	定公15年(秋)	「葬」→定公15年9月丁巳	「葬」
齊	荼	哀公6年	「葬」→なし	

- ・()のある「葬」の月日や季節に関しては、前後の文や杜注から解釈したものである。
- ・この表は基本的に『左伝』の「葬」を中心としているため、『春秋』の「葬」については、『左伝』に見える「葬」との比較の限りにおいて取り上げている。なお『春秋』に記される「葬」の全体数については表3を参照。

注

- ※1：『春秋』の秋八月丁亥に関しては、杜注が「八月に丁亥無し、日の誤りなり」としているが、少なくとも8月中に行われたとすれば、『左伝』に合致する。
- ※2：宋の文公について、『左伝』の「葬」の字自体は成公2年に見えるが、この場合の月日ははっきりせず、『春秋』に記された成公3年2月に行われた可能性がある。
- ※3：『左伝』に見える晋の厲公の「葬」は、本文注(40)で説明したように仮葬の可能性がある。
- ※4：鄭の簡公に関しては、『左伝』と『春秋』とで「葬」の月が異なっており、杜注は「五月、鄭の簡公を葬る。楚、其の大夫成熊を殺す」(昭公12年経)の「楚、其の大夫成熊を殺す」について、「伝は簡公を葬るの上に在り。経は赴に従ふ」とし、赴告の可能性を示唆する。しかし本文で述べたように、『春秋』の「葬」の年月日に関しては、必ずしも赴告された年月日とは考えられず、おそらく「六月、鄭の簡公を葬る」(昭公12年)の会箋が、「三家の経は皆五月と書せば、則ち伝の誤りは知るべし」とする指摘が妥当ではなからうか。

「五月」丙辰、「楚の」棄疾(平王)、「即位す：囚を殺し、之に王服を衣せて諸を漢に流し、乃ち取りて之を葬りて以て国人を靖んず」(昭公一三年)

とあるように、新君が「即位」後に「王服をさせた」の「葬」を行うことで、国人を靖んじようとしている記事から考えるに、新君誕生を認識する一連の過程において、先君の「葬」も重要な要素となっていたことが推測されるのである。⁽²⁶⁾

では新君にとって先君を「葬」することにはどのような意味があったのか。例えば、

「鄭の子家卒す。鄭人、幽公の乱を討ち、子家の棺を斬りて、其の族を逐ふ。幽公を改葬し、之に諡して靈と曰ふ」(宣公一〇年)

とあるように、改葬とはいえ「葬」に際して諡号が変更されている事例があり、齋藤氏が「春秋」の「葬」記事ながら、そこに表記される諡号について、「すでに『祖先』となつてゐる過去の諸侯達と同じ名(諡号)のもとに分類されることにより、亡くなった諸侯は『祖先』と『葬』と指摘している点には注目できる。『春秋』の「葬」記事と『左伝』の「葬」記事との関係については後で述べるが、氏の指摘を参考にすれば、「葬」の時点

において先君が「祖先」になつたと考えられるのであり、このことは、⁽²⁸⁾

「僖公を葬る。緩なり。主を作るは、礼に非ざるなり。凡そ君薨ずれば、卒哭して耐し、耐して主を作り、特に主を祀る。廟に烝嘗禘す」(僖公三三年)

とあるように、「葬」の内容と思われる、君主の死去後の「卒哭」「耐」「作主」という過程について、『礼記』檀弓下に、

「虞して尸を立て、几筵有り、卒哭して諱むは、生事畢りて鬼事始まるのみ」

とあるように、「卒哭」から生事ではなく鬼事が始まるとされていることから確認できよう。もちろん「卒哭」などについては改めて検討する必要があり、また「葬」が先君の埋葬のみを指した可能性も考えられるが、「葬」の詳細な過程が『左伝』からは見出せないなかで、僖公の「葬」に関連して、「卒哭」などが語られていることからすれば、「卒哭」なども「葬」の内容に含まれていたと思われるのである。⁽²⁹⁾ 少なくとも、「葬」に伴って作られた主(カクシロ)位牌が廟で祀られるという『左伝』本文の記事を見る限り、「葬」を通して先君が「祖先」

の列に組み込まれることを意味していたことが見出せ、さらに、

「秋、八月丁卯、大廟に大事し、僖公を躋すは、逆祀なり」(文公二年)

とあるように、魯において閔公と僖公とを夏父弗忌が逆祀した際に、展禽が、

「逆を以て民に訓ふるも亦不祥なり。神の班を易ふるも亦不祥なり」(『国語』・魯語上)

と批判したことから考えるに、「祖先」には正しい序列があり、本来の祀りについて有司が、

「有司曰く、夫れ宗廟の昭穆有るは、以て世の長幼を次で、冑の親疏を等しくするなり」(『国語』・魯語上)

と述べていることからすれば、もちろん逆祀についてはさまざま議論があるため一概には言えないが、「葬」によって先君が始祖から至る「祖先」の序列の中に正しく定められたことがわかるのである。

なお、僖公三三年の記事について、後代の解釈となるが、晋の杜預の注(以下杜注)では「新たな死者の神を以て之を祖に祔す。尸柩已に遠く、孝子思慕す。故に木主を造り、几筵を立つ。特に喪礼に用ひ、寝に祭祀

す」とし、「葬」の中の「祔」において、先君が祖先の列に組み込まれることと解釈しており、これも齋藤氏の見解を裏付けるものとなるが、特に「作主」について、
孝子思慕のためであると述べている点は、中国古代における「主」について、礼書とともに、史料から詳細に検討を施した内野台嶺氏や栗原朋信氏なども、『礼記』曲礼下の孔穎達疏が引く「白虎通」や『通典』が引く許慎の『五経異義』を取り上げて、「作主」の目的が父を思う子の気持ちの現れであると述べていることと合わせて大いに注目できる。⁽³⁰⁾ただし、これらはいずれも後代の解釈であるため、春秋期の観念とする根拠としてはやや心許ないが、「作主」とともに「葬」の内容と考えられる「哭」に関して、『国語』に、

「公子重耳出でて使者を見て曰く、君、亡臣を恵弔し、又重ねて命有り。重耳身亡げ父死して、哭泣の位に与るを得ず、又何ぞ敢へて他志有りて、以て君の義を屈めん、と」(晋語二)

とあるように、「君」ではなく「父」がその対象となっており、明らかに「父と子」の関係において「哭」が行われていること、また、『礼記』問喪に、

「故に哭泣時無く、勤に服すること三年なるは、思

慕の心、孝子の志なり」

とあるように、「哭」が「思慕」「孝子」に関連していることからある程度確認できよう。まさに、「葬」には父子という血縁関係が大いに関わっているのであり、齋藤氏の「諸侯国の統治権は、諸侯の祖先から連綿と続いてきたまさに『血』そのものに発していると確認できようである」という指摘も踏まえれば、「葬」によって「祖先」となった先君からの「血」の流れが、新君に結びつけられたと考えられるのである⁽³¹⁾。

このように「葬」に関わる様々な場面で、血縁関係が意識されているということは、

「皇天既に中国の民と厥の疆土とを先王に付す。肆王惟れ徳用て先後の迷民を和懌し、用て先王の受命を懌ぶ」(『尚書』・梓材)

という記事に見られる、天命の継承の基礎的な要件としての「徳」について、小南一郎氏が、「一つの家の中で、祖先から子孫へ継承されるもの」と述べている点に大きく関わっているのではなからうか。というのも『国語』に、

「夫れ人を義とする者は、固より其の喜びを慶^{いは}ひて、その憂を弔ふ、況んや畏れて服するをや。畏しと聞

きて行き、喪を聞きて還る。苟くも半姓^{まこと}実^{まこと}に嗣^{ついで}がば、其れ誰か之に代りて喪に任^{あた}らん」(魯語下)

とあるように、「葬」と関連の深い喪にあたり、「姓」が意識され、小南氏が「徳」について、その観念は「家の存続観念と結びついて」いたと述べていることからすれば、「葬」とは、亡くなった父に対する子の哀悼の気持ち⁽³²⁾が込められた「卒哭」「耐」「作主」などを通して、「祖先」からの血統の存続により「徳」が新君に継承される儀式であったと言えるのである⁽³³⁾。

以上のことから、「即位」では「天命」が、「葬」では天命の継承における基礎的な要件としての「徳」がもたらされていることが見出されたわけだが、ここで注目したいのが、周王朝の創建を「天命の膺受」と「四方の匍有」という二つに基づくものと考え、周王朝の君主も文王に由来する「天命の膺受」者としての立場と武王に由来する「四方の匍有」者としての立場を受け継いでいるとした、豊田氏による「周王朝の君主の二面性」についての指摘である⁽³⁴⁾。特に「命」と「徳」との関わりで言えば、小南氏は西周王権の基本的性格を、「天を祭祀して、徳と命との確保を計る」という宗教的な機能が文王によって、四方の土地を征服し領有するという軍事的な機能が

武王によって代表されていたのだ」と推測したわけだが、その文王に関わる宗教的な機能が、豊田氏の言う「天命の膺受」たる「上下」を祭祀し、「民」と「疆土」である『万邦』を合わせて天より受けることを意味する『命』と、「一つの家の中で、祖先から子孫へ継承される」『徳』の確保を計ることにあったと指摘した点には注目できる。

春秋時代の君主は周王朝の『諸侯』であるため、周王と全く同様の文王・武王に関わる二つの側面があったとは言いがたいが、『命』と『徳』とで区別されるような二つの側面を持っていた可能性はある。二つの側面ということでは、齋藤氏も土地の支配権（祭祀権）が周王由来の特定の血筋と結び付くことを指摘しており、私自身も、統治権の象徴たる「器」の検討をした際に、祖先による周王を媒介とした天命の伝授と周王出自の姓という血の権威づけが行われることで、「現君の身柄」が保証されていたのではないかと推測していることからすれば、『現君の身柄』にも二つの役割があったのではないかと想定されるのである。

そこで諸侯たる春秋時代の君主の役割について見てみると、

「邾子曰く、苟も民に利あらば、孤の利なり。天、民を生じて之が君を樹つるは、以て之を利するなり。民、既に利あらば、孤必ず与らん、と。左右曰く、命は長くす可べきなり。君何ぞ為さざる、と。邾子曰く、命は民を養ふに在り」（文公一三年）

会箋「命とは、人君の受くる所の天命なり」

「夫れ君は、神の主にして、民の望なり。若し民の主を困しめ、神の祀りを置しくし、百姓、望を絶ち、社稷、主無くんば、將に安くに之を用ひんとす。去らずして何をか為さん。天、民を生じて之が君を立て、之を司牧せしめ、性を失はしむること勿し」

（襄公一四年）

とあるように、君主というものは、神を祀り民を治めるという、いわゆる支配者としての天命が与えられている一方で、

「神は非類を欺けず、民は非族を祀らず、と。君（太子申生）の祀りは乃ち殄ゆること無からんか」（僖公一〇年）

「若し夫れ姓を保ち氏を受けて、以て宗祏を守り、世々祀りを絶たざるは、国として之無きは無し」

（襄公二四年）

とあるように、君主の祀りとして、自らの一族の姓や族といったものを保つていく、いわゆる家長としての役目も担っていることがわかる。しかも、これらの役割が、小南氏が言うところの「命」と「徳」とに関する内容にそれぞれ大きく関係しているということは、ここから統治権の集約された「君位」を实体化していた「現君の身柄」には、文王に関わる宗教的な機能としての「命」と「徳」という二つの側面に基づく、「支配者としての身柄」と君家の「家長としての身柄」という二つの身柄が存在していたと考えられるのである。³⁸⁾

以上のことから、「即位」とは、始祖と一体化し「器」が授けられることで、支配者となるべき「命」が始祖を媒介として新君に伝授され、「支配者としての身柄」が生み出されるという「命」が継承される儀式であり、「葬」とは、「卒哭」「耐」「作主」などの血縁を意識した儀式を通して、始祖から先君に至る「祖先」の序列が正しく定められ、新君へと「血」の流れがもたらされることで、その家の存続観念に結びついていた「徳」が、新たな「家長」たる新君に伝授されて「家長としての身柄」が生み出されるという「徳」が継承される儀式であると、それぞれの意味・内容が明らかとなったのである。³⁹⁾

第四節 『春秋』の「葬」

春秋時代の新君は、それぞれに固有の意味・内容を持つ「立」「即位」「葬」を経て、その誕生が認識されることが明らかとなったわけだが、この三つがそろった記事としては、

「冬、齊の靈公を葬る」（襄公一九年経）

「齊侯、魯に娶り顔懿姫と曰ふ。子無し。其の姪諶声姫、光を生み、以て太子と為す。齊侯疾む。崔杼微かに光を逆ふ。疾、病にして之を立つ。夏五月

壬辰晦、齊の靈公、卒す。莊公即位し、公子牙を

句洸の丘に執ふ」（襄公一九年）

という齊の莊公の事例が挙げられる（表1◎印参照）。すでに光（＝莊公）は「為太子」とされているにもかかわらず「立」しており、ここからも「立」が太子としてではなく、新君として「立」したことが確認できるわけだが、その「立」の後、五月に「即位」が行われ、冬に先君である靈公の「葬」が執り行われていることがわかる。ただし「葬」は『左伝』ではなく、『春秋』の記事であるため、ここで『春秋』の「葬」についても検討しておこうと思うが、「立」「即位」と「葬」と

の前後関係を探る意味でも、特に『春秋』に記される内容と『左伝』の内容とが時系列的にいかなる関係にあったかが問題となろう。

例えば、『春秋』の記事に関しては、

「三月庚戌、天王崩す」(隠公三年経)

「三月壬戌、平王崩す。赴ぐるに庚戌を以てす。故

に之を書す」(隠公三年)

とあるように、魯へ赴告された日が記されていると『左伝』が解釈している場合があり、『左伝』の「立」「即位」と『春秋』の「葬」とは時系列的につながらない可能性もあるが、実は表2を見ると、『春秋』と『左伝』の「葬」の年月日が、まず同じであることに気がつく(表2参照)。確かに『春秋』が魯中心の記述であるため、魯の君主に関する「葬」の年月日が『左伝』と共通するのは当然かもしれないが、衛の襄公という他国の君主に關しても、昭公七年十有二月癸亥とその日付までが一致しているということは、実際に「葬」が行われた日付が赴告されたものと考えてよからう。ここから、少なくとも『春秋』の「葬」記事の日付は、『左伝』の「葬」記事の日付に一致すると考えられるのであり、『春秋』の「葬」を『左伝』の「立」「即位」と同じ新君誕

生を認識する一つの段階として捉えてよいこと、また前節の齋藤氏による『春秋』の「葬」記事の謚号についての見解も、『左伝』の「葬」に關してある程度適用できることがそれぞれ確認できるのである。

このように時系列的なつながりの問題を克服した上で、襄公一九年の記事に再度注目すると、その日付などから「立」「即位」「葬」というそれぞれに固有の意味と儀式とを伴った三段階がなければ新君としては認識されなかったのが、春秋時代のありようであることがわかるのである。残された問題は、「葬」が赴告されるということ、新君誕生の認識とどう關連するのかがという点であり、ここには「葬」に含まれるもう一つの意味が關わってこよう。前述のように、「葬」は正しく序列の定められた始祖から先君に至る「祖先」からの「血」のつながりにより、新君へと「徳」が繼承されることをその本質的な内容とするが、

「夏四月、楚の康王を葬る。公(魯襄公)、陳侯・鄭伯・許男と葬を送り、西門の外に至る」

(襄公一九年)

「七月」戊子、晋の平公卒す…「九月」平公を葬る…既に葬る。諸侯の大夫、因りて新君に見えんと

「欲す」(昭公一〇年)

とあるように、「葬」は他国と深い関わりがあり、特に昭公一〇年では、他国の人々が「葬」に際して新君に目通りをしているように、「葬」への参列を通して、他国の人々に最終的な新君の誕生を「承認」してもらう意味が含まれていたと考えられるのである。⁽⁴²⁾ただし、

「凡そ諸侯位に即けば、小国は之に朝し、大国は聘す」(襄公元年)

とあるように、新君が誕生した際には、各国間で使者のやりとりをすることが定められており、だとすれば、『春秋』の記述から魯への赴告という面ばかりでなく、諸侯国が最終的な新君の誕生を相互に「承認」⁽⁴³⁾し、赴告しあっていたことが想定できるのである。この相互に赴告していたという点も含め、『春秋』との関わりについてまとめるならば、新君が先君の「葬」を行うことで、始祖から先君に至る「祖先」の序列が正しく定められ、その「祖先」から新君に「徳」が継承されるとともに、「葬」に参列した他国の人々によっても「承認」され、さらに、これらを赴告することが「葬」の意味には含まれていたのである。⁽⁴⁴⁾

なお、『左伝』が『春秋』の伝であるという面を考慮

すれば、『春秋』に数多く記される「葬」が『左伝』における事例数でも最も多くなるはずだが、実際には「立」が最も多い。これは第二節でも述べたように、新君の即位には、「祖先」による承認としての「即位」がやがて行われるであろうとの含意の下に、「人」による承認を含んだ「擁立」を意味する「立」が最初の段階として必要とされていたためであるが、では、「葬」は新君の即位すなわち新君の誕生が認識される一連の過程の中でどのように位置付けられていたのであろうか。ここで、晋の覇権の有無により春秋時代を三区分した吉本道雅氏の分類に基づき、それぞれの事例数を示してみると興味深いことが見つかる。

	立(君主殺害)	即位	葬
前期(隠公元年～僖公二七年)…25	(10)	8	9
中期(僖公二八年～定公四年)…32	(5)	15	36
後期(定公五年～哀公二七年)…14	(5)	1	2

吉本氏には王位継承の一般的傾向として、「①西周前・中期の父子相続、②西周後期から春秋前期の混乱、③春秋中期の父子相続、④春秋後期から戦国前期の混乱、

⑤戦国中期以降の父子相続」という指摘がある。⁽⁴⁵⁾もちろん氏が付言するように、西周・戦国を含めた検討は必要となるものの、本稿での検討に沿って春秋期だけを取り上げてみれば、まず、継承の不安定な特に前期において、「立」に伴う君主殺害の事例の割合が多い点が見出せ、ここからも吉本氏の見解が確認できるわけだが、注目したいのは、中期における「葬」の事例数である。もちろん、中期の期間が前期・後期よりも長く、また『左伝』の記事が時代の下るほど増加する傾向を持つ点は考慮しなければならぬが、それでも「葬」の事例数は非常に目立っており、特に、中期が父子相続の安定した時期である点を重視するならば、継承の安定時の新君即位における「葬」の重要性が見出されるのである。ただし、中期にも「立」した君主が殺害されるなど君位をめぐる争いが起きているように、厳密に言えば父子相続の安定が「志向」された時期であり、その継承の安定を志向しようとする時期に「葬」の事例数が突出しているということは、新君の即位にとつて、次第に「葬」が非常に重要な要素となつていったことが見出せるのである。これは、時代が下るにつれて、周王の影響力が低下し、諸侯が周王から自立し始めることで、家長として家を治めていく

点が重視されるようになるからだと推定できるもので、このことから「君位」をつなぐ要素すなわち統治権の継続には、「葬」が重要な意味を持つようになっていったことが考えられるのである。⁽⁴⁶⁾

おわりに

本稿での結論をまとめると次のようになる。まず「立」とは次期君主となる人物が「擁立」されることで、擁立者が国人などの多数者の総意、あるいは個人による「擁立」でも国人などの合意が得られている限りにおいて、その「擁立」が認められるという、いわば「人」による承認の意味を持つ新君即位の最初の段階であること。また「即位」とは新君が始祖そのものになり、天命を象徴する「器」が「祖先」を媒介として授けられることを内容とする、「祖先」による承認という意味を持つもので、その「器」や「祖先」（始祖）を媒介として支配者となるべき「命」が伝授され、「支配者としての身柄」が生み出されて「命」が継承されるとともに、そのことを国内の人々に向けて「顕示」するという「立」に続く段階の儀式であること。さらに「葬」とは新君が葬儀を執り行い、先君を「祖先」に列することで、始祖から先

君までの「祖先」の序列が正しく定められ、新君へと「血」の流れがもたらされることで、家の存続観念に結びつく「徳」が新君に伝授され、「家長としての身柄」が生み出されて「徳」が継承されるとともに、そのことを国内の人々ばかりでなく、周王や諸侯など「葬」に参列した他国からも「承認」してもらおうという、新君即位の最終的な段階を示す儀式であることがそれぞれ明らかとなった。

新君の即位としては、政治的闘争に関わる点は考慮する必要があるので、その事例数や非常事態を收拾し、「君位」の安定を目指す手段として「立」が行われていることから考えるに、「人」による承認としての「立」は最初の段階として必要であり、それとともに「祖先」による承認としての「即位」も次の段階として欠かすことはできないが、継承の安定を「志向」する時期での「葬」の記載数の増加から推測するに、周王朝の衰退に伴い、家長としての君主が重視されるようになるため、次第に「葬」の重要性が増していくと考えられるのであり、その意味で、統治権の継続には血統の維持がより重要な要素になってくることが指摘できるのである。

では、この春秋時代の状況が前後の時代とどうつなが

っているのか。周代や漢代については、尾形・豊田・松浦各氏の見解を参考にすれば、その類似性を見出すことができ、戦国期の即位についても、史料の制約のためはつきりしたことは言えないが、『史記』を見ると、

「二十七年五月戊申、大いに東宮に朝し、国を伝へ、王子何を立てて以て王と為す。王、廟見の礼畢り、出でて朝に臨む。大夫悉く臣と為る」(趙世家)

とあるように、趙の武靈王に位を譲られて王子何(後の恵文王)が即位した際の記述として、「廟見」や「臨朝」といった、本稿における「即位」の際の特徴が見られる。その後、

「主父(武靈王)、定めて死す。乃ち喪を發して諸侯に赴ぐ」(趙世家)

とあるように、わざわざ喪を諸侯に赴告している点なども、本稿で検討した「葬」に見られる特徴に共通していることからすれば、戦国期にも春秋時代の状況が引き続き起こっていた可能性は高いと言えよう。⁴⁷⁾

ただし、西嶋氏が「中国の皇帝制度においては、易姓革命のばあいを除いて、即位式というものが認められないのである」と述べつつ、その後、漢王朝内の帝位継承における即位儀礼を詳細に検討されたように、漢代ある⁴⁸⁾

いは周代にも即位儀礼についての記述は比較的に見られるが、春秋時代においては、そのような詳細な内容が残されておらず、即位儀礼などの「具体的な」手続きが明らかになったとは言いがたい。そのため、王や皇帝の即位と諸侯の即位との違いや、時代の流れに伴う細かな変化などを今後検討していく必要があると思われるが、少なくとも春秋時代と周・漢兩時代のいずれにおいても、「複数の段階」を経て新君の誕生が認識されることは指摘できるのであり、また君位継承において立君から葬送までの過程を経ること自体は、形を変えつつも歴史的によく見られる要素であるかもしれないが、本稿の検討により、春秋時代の即位に明確な三段階が確認できたことで、周代と漢代との間の空白を埋めることができたものと考えている。

なお、今回導き出したことは、『左伝』の史料価値にも関係してくる。確かに『左伝』はこれまで春秋時代の史実を比較的多く含んだ書物として考えられてきたが、今回の検討を同じ『春秋』の伝である『公羊伝』『穀梁伝』などと比較してみても、『左伝』の方がよりはっきりとした結果を示していることが見出せるのであり、また『左伝』の成書が戦国時代に下ると推測されることか

ら、そこに戦国的な表現が多く含まれているとの指摘についても、確かにそのこと自体は否定できないが、『左伝』は、同じく春秋時代の状況が語られている『国語』や『史記』といった他の文献に比べても、より具体的に春秋時代の即位の状況が記された史料であることがわかるのである⁽⁵⁰⁾。このような他の史料との比較から考えても、『左伝』の記述全般が、春秋史を語る上での重要な史料としての価値を、いまだ持ち続けていることの証明になるものと思われる⁽⁵¹⁾。

註

- (1) 水野卓「春秋時代の君主―君主の殺害・出奔・捕虜の検討から―」(『史学』第七一卷第二・三号、二〇〇二年)・「春秋時代における統治権の変容―『器』の意味を中心として―」(『東方学』第一〇六輯、二〇〇三年)。
- (2) 齋藤道子「春秋時代における統治権と宗廟」(伊藤清司先生退官記念論文集編集委員会編『中国の歴史と民俗』第一書房、一九九一年)、二四四頁。なお水野前掲注(1)論文でも統治権は「君位」に集約されており、それを実体化していたものが「現君の身柄」であることを指摘している。
- (3) 西嶋定生「漢代における即位儀礼―とくに帝位継承のばあいについて―」(榎博士還暦記念東洋史論叢編纂委員会編『榎博士還暦記念東洋史論叢』、山川出版社、一九七

五年。後に西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年に所収。尾形勇「中国古代における帝位の継承—その正当化の過程と論理—」（『史学雑誌』第八五編第三号、一九七六年。後に同『中国古代の「家」と国家—皇帝支配下の秩序構造』、岩波書店、一九七九年に所収）・「皇帝の自称形式と即位儀礼—王朝交替時のばあいを中心に—」（『山梨大学教育学部研究報告』第二八号、一九七八年。後に同『中国古代の「家」と国家—皇帝支配下の秩序構造』に所収）・「中国の即位儀礼」（井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座第九巻 東アジアにおける儀礼と国家』、学生社、一九八二年）・金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（岩波書店、二〇〇六年）。

(4) 豊田久「周王朝の君主権の構造について—『天命の膺受』者を中心に—」（『東洋文化』第五九号、一九七九年。後に松丸道雄編『西周青銅器とその国家』、東京大学出版会、一九八〇年に所収）・「成周王朝の君主とその位相」（水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』〔比較歴史学大系1〕、弘文堂、一九九八年）など。平勢隆郎「戦国紀年再構成に関する試論—君主在位の称元法からする古本『竹書紀年』の再評価—」（『史学雑誌』第一〇一編第八号、一九九二年。始めとして、『新編史記東周年表—中国古代紀年の研究序章—』（東京大学出版会、一九九五年）・『中国古代紀年の研究—天文と曆の検討から—』（汲古書院、一九九六年）など。

(5) 小林伸二「春秋時代の国君即位—『春秋』の史料性—」（佐藤成順博士古稀記念論文集刊行会編『佐藤成順博士古稀記念論文集 東洋の歴史と文化』、山喜房佛書林、二〇〇四年）。他に春秋時代の即位については、在外公子に限定したものとして、佐々木研太「春秋期の在外公子の即位をめぐる」（『二松学舎大学人文論叢』第六七輯、二〇〇一年）がある。

(6) 小林氏の検討は、あくまで魯君主や他国君主が「踰年即位」ではないことを示そうとしたものであり、仮に春秋各国の君主の「踰年即位」が否定されたとしても、それが必ずしも「春秋」に踰年称元法の理念が存在しない「ことにはならないものと思われる。というのも、『春秋』が紀年の記し方として踰年称元法を採用し、その上で記事が並べられていることは、例えば、平勢氏も取り上げているが、『三國史記』巻一新羅本紀南解次次雄の条に「人君の即位は、踰年称元、その法は春秋に詳らかにして、此れ先王不刊の典なり」とあるように、非常に古くから述べられていることで、そのこと自体を否定することはできないし、また、それが平勢説に「反論」することには根拠にもなりえないのではなからうか。やはり、踰年称元法による記載自体の議論をする前に、まずは實際の君主の即位状況をより具体的に明らかにすることが重要であると思われる。

(7) 今回検討から外したのは、例えば「立」では、「初め、[齊の]襄公^立ちて常無し」（莊公八年）という回想や、「莒の」国人順はず。著丘公の弟、庚興を^立てんと欲

す」(昭公一四年)といった予定などを記した事例で、「即位」については、「初め、〔衛の〕惠公の『即位するや少し』(閔公二年)という回想や、「元年、春、〔即位を称せざるは、公出づるが故なり』(僖公元年)といった経文の解釈などの事例である。ただし、「春秋」に見える魯の君主の即位記事の有無に関して、平勢隆郎『春秋』と「左伝」 戦国の史書が語る「史実」、「正統」、国家領域観(中央公論新社、二〇〇三年)のように、『公羊伝』の記述を紹介し、斉の威宣王の正統観を示すものにつながる」とする解釈もあり、「立」や「即位」に関わる経文解釈、特に陳槃撰述『左氏春秋義例辨(重訂再版本)』下冊第八卷(台湾商務印書館、一九九三年)がまとめているような、春秋の筆法に関する『左伝』の記述は今後検討していかねばならない問題ではある。しかし、『春秋』の即位に関わる語は、本文で挙げた「即位」二例と「立」二例の他に、魯の文公・宣公・成公・襄公・昭公・定公の六例に「即位」の語が見えるだけで、すべて合わせても一〇例しかなく、限られた事例の中での検討と比べると、今回は即位の背景をより詳しく記された『左伝』の事例を中心に検討を加えた次第である。

(8) 他にも「祭仲、宋人と盟ひ、厲公を以て帰りにて之を立」つ。秋、九月丁亥、昭公衛に奔る(桓公一一年)・「衛の)左公子泄・右公子職、公子黔牟を立」つ。惠公、齊に奔る(桓公一六年)・「十月己未、〔魯の〕共仲、國人衆をして子般を党氏に賊せしむ。成季、陳に奔る。閔公を立」つ(莊公三二年)・「成季、僖公を以て邾に適く。

共仲、莒に奔る。乃ち入りて之(僖公)を立」つ(閔公二年)・「春、邾伯卒す。邾人、君を立」つ。太子、夫鍾と邾邽とを以て来奔す(文公一二年)・「十一月、展輿、国人に困りて以て莒氏を攻めて之を弑し、乃ち立」つ。去疾、齊に奔る(襄公三一年)とあるように、「立」に伴う対立者の出奔の事例はいくつか見られる。

(9) ただし、「立」にも、「楚の)穆王立」つ。其の太子為りしときの室を以て潘崇に与へ、太師と為らしめ、且つ環列の尹を掌らしむ(文公元年)とあるように、一例だけ官職が定められる事例が見られるが、直前に「楚の成王)既にして又王子職を立てて太子商臣を黜けんと欲す。商臣之を聞くも未だ察せず。其の師潘崇に告げて曰く、之を若何にして之を察せん、と」とあるように、楚の商臣が君主となる際に、潘崇による後押しがあったことを示す記事があることから考えれば、この官職の決定は、いわゆる潘崇に対する個人的な待遇のようなものであり、「公的」な官職の決定とは言いがたいため、官職の決定は基本的に「即位」に伴うものであるとしてよいように思われる。

(10) この「即位」の日付である「二月乙酉」については、『左氏会箋』(以下会箋と略す)が「本伝の正義、晋語を引きて云ふ、正月乙酉、公、即位す」と述べるように、「正月乙酉」との説があり、これを劉文淇『春秋左氏伝旧注疏証』(科学出版社、一九五九年)は「正月と言ふは、記す者の誤りなり」として退け、会箋は「悼公の即位、魯に在りては二月と為し、晋に在りては正月と為すな

り」と暦の問題から解釈している。正月か二月かの確定はしたが、仮に「即位」が正月としても、「立」と「即位」とでは日付が異なっているため、別々の意味を持つていたとしてよいであろう。

(11) 松井嘉徳「鄭の七穆―春秋世族論の一環として―」

『古代文化』第四卷第一号、一九九二年、六頁。ただし氏は鄭の太子を取り上げた際に、この点に少し言及しただけであり、その身分を含めた春秋期の太子全般については今後検討する必要があると思われる。

(12) 『左伝』の「立」についての注を見ると、「桓公を生みて恵公薨す。是を以て隱公^立ちて之を奉ず」(先経伝)

の晋の杜預の注(以下杜注と略す)に「桓尚ほ少きが為に、是を以て立てて太子と爲し、国人を帥ゐて之を奉ず、会箋に「立とは隱公立ちて君と爲るを謂ふなり」とあるように、杜注は桓公が太子として「立」したとし、会箋は隱公が君主として「立」したとするなど、二通りの解釈があることがわかる。しかし本文でも示した成公一〇年では、次期君主として予定された太子ですら「立」して君主となっており、また成公一四年・哀公五年を見ると、太子の「立」の場合には「太子」の語とともに「立」が示され、さらに表1で、太子の称を持つ鄭の昭公(太子忽)・僖公(太子髡頑)・齊の孝公(太子昭)・莊公(太子光)・晋の厲公(太子州蒲)・衛の莊公(太子伋)・楚の昭王(太子壬)などにも「立」が見られることから、現時点では「太子」の語が伴わない「立」を、基本的に君主の即位に関わる語として考えておくこととする。

ただし問題は、ここで取り上げられた桓公が、生母が夫人の称を持つ嫡子と考えられる太子ということであり、周代宗法制に基づく嫡子継承が諸侯の間でも機能していたとすれば、「立」とは嫡子のような本来的な継承者がいる時には不要な、いわゆる「指名」のようなものとも解せられよう。しかし、表1の中で嫡子かつ太子の可能性があるのは、魯の桓公と晋の靈公だけであり、事例数が少ないためはつきりしたことは言えないが、杜注と会箋とで解釈が分かれた魯の桓公も、太子かつ嫡子でありながら「立」を行っていることからすれば、「立」を新君の即位に関わる手続きの一つとして考えてよいように思われる。

(13) 小林前掲注(5)論文、一五二頁。

(14) 豊田久「成周王朝とその儀礼―『王』と臣下、又は神との間の意志の伝達方法について―」(『史滴』第一一号、一九八一年、九―一頁)。

(15) 齋藤道子「祖先と時間―宗廟・祭器に込められた春秋時代の時間観念―」(『東海大学紀要文学部』第七七輯、二〇〇二年、一八一―一八二頁)。

(16) 武宮に関しては、豊田久「晋の武宮と朝廟の礼」(『史滴』第四号、一九八三年)が検討を行っており、「武宮」に朝した文公・成公・悼公がいずれも外より入って「君位」に即いた蕃支継業者であることから、「晋邦の君主という『公』的立場の権威の根源である、晋邦統一の祖・武公の神靈に対し、即位式の前に晋邦の君主に即位する報告を行ない、その承認を受けることが、晋邦の君主と

いう『公』的立場に即く、先君の冊命を受けていない蕃支纂業者にとって特に必要と考えられていたのではないか(一九頁)と述べている。だとすれば、「朝武宮」は特殊な事例ともとれるが、少なくとも、「即位」に始祖が関わっている点は指摘できよう。

(17) 尾形前掲注(3)論文「中国の即位儀礼」、四一・四三頁。

(18) 豊田前掲注(4)論文「成周王朝の君主とその位相」、一七五頁。

(19) 水野前掲注(1)論文「春秋時代における統治権の変容」。

(20) 尾形前掲注(3)論文「中国の即位儀礼」、四三頁。豊田前掲注(4)論文「成周王朝の君主とその位相」、一七六頁。

(21) 増淵龍夫「春秋戦国時代の社会と国家」(荒松雄ほか編『岩波講座世界歴史4 東アジア世界の形成1』、岩波書店、一九七〇年)、一五六頁。ちなみに、「立」に関わる擁立者を類別すると、先君及び先君の族六例・国人一〇例・個人三四例・他国一六例・自立四例・不明六例となり(重複五例を含む)、国人による擁立がある程度見えることから、氏の指摘を確認できるわけだが、一方で、時代が下ると、例えば魯の昭公を「立」した季武子(襄公三十一年)や衛の荘公を「立」した孔慄(哀公十五年)などの場合、国人との調和は見られず、次第に「国の共同体的側面」が失われていくという氏の見解もまた確認できるのである。なお、「国人」の内容については、増淵

氏が「当時、『国』というのは、この中央の内城をふくめて内城外の郭(外城)でかこまれた地をさすものであった。そして、そこに住む人々を一般に『国人』とも称した」(一四七・一四八頁)と述べ、また、吉本道雅「中国先秦史の研究」(京都大学学術出版会、二〇〇五年。初出は「春秋国人考」『史林』第六九卷第五号、一九八六年及び「春秋国人再考」『立命館文学』第五七八号、二〇〇三年)も増淵氏とやや見解の異なるところがありつつ、世族ないしは卿・大夫と考えられる(「国号・人」にせよ、大夫の下層・士を指す「國人」にせよ、いずれも)「その具体的内容としては、都城である『國』の居住者という実態を基本的に共有している」(二一〇頁)と指摘していることから、本稿でも「国」内に居住する人々を国人の内容として考えることとする。

(22) 高木智見「春秋時代の神・人共同体について」(『中国—社会と文化』第五号、一九九〇年)。

(23) 表1を見ると、「立」と「即位」とがともに記され、かつ年月日が比較的明らかな事例の中で、「文公即位」(文公二十六年)・「春、晋の荀林父・衛の孔達・陳の公孫寧・鄭の石楚、宋を伐つ。討じて曰く、何の故に君を弑す」と。猶ほ文公を「立」て還る(文公十七年)とあるように、宋の文公だけが「即位」の後に「立」と記されている(表1★印参照)。ただし、この「立」は擁立者である他国の大夫が先君を弑したことを問いただした後のことで、先君殺害という異常事態に伴った追認という意味合いが強いように思われる。

(24) 小林伸二『春秋』に見える卒葬記事」（『鴨台史学』創刊号、二〇〇〇年）、九五頁。

(25) 他に『左伝』の中で「葬」と「立」「即位」とが関連し、かつ年月日がある程度はつきりしている事例としては、「五月、晋、太子州蒲を立てて以て君と為す」と、冬、晋の景公を葬る（成公一〇年）、「乙亥、遂に之（齊の莊公）を弑す」と、丁丑、崔杼立てて之（景公）に相たり、「丁亥、諸（莊公）を士孫の里に葬る」（襄公二五年）、「九月」己亥、孟孝伯、卒す。敬婦の娣、齊婦の子、公子稠を立つと、冬十月、滕の成公来たりて葬に会す」（襄公三二年）などがあり（表1△◇印参照）、新君誕生の認識と「葬」との間には重要なつながりがあると考えられる。

(26) 新君誕生の認識と「葬」とを結びつける点に関しては、「宋の桓公卒す。未だ葬らずして襄公諸侯に会す。故に子と曰ふ。凡そ喪に在れば、王を小童と曰ひ、公侯を子と曰ふ」（僖公九年）の杜注「喪に在らずとは、未だ葬らざるなり」や、「冬、公、晋侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・陳子・莒子・邾子・秦人に温に会す」（僖公二八年経）の杜注「陳、共公、子と称すは、先君未だ葬らざればなり」などの注釈からもうかがわれるのであるが、後代の解釈ではあるが、「葬」を行い終わった時こそが新君誕生を認識する最終的な段階とされているのである。

なお僖公九年の会箋には、「古は諒闇の三年、公侯は子と称す。春秋の時、未だ年の踰えざるの君も子と称す。此れ其の遺なり」とあるように、新君の誕生について踰

年との関わりが示されているわけだが、踰年については、すでに平勢氏が前掲注(4)で示した一連の研究において、年代矛盾の解消作業から、春秋時代の「当時の制度」としての踰年称元法を否定しており、小林氏も前掲注(5)論文で、「踰年即位」に疑問を投げかけているように、ここで会箋が踰年と新君の誕生とを結びつけることは、春秋時代の「実際」の状況にはそぐわないと思われる。

(27) 齋藤道子「春秋時代の『諸侯位』について——『春秋』の表記を手掛かりに——」（『東海大学紀要文学部』第八輯、二〇〇四年）、一九七頁。なお、諡については、窪添慶文「中国の喪葬儀礼——漢代の皇帝の儀礼を中心に——」（井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座第九巻 東アジアにおける儀礼と国家』、学生社、一九八二年）が、『統漢書』礼儀志下に、葬列出発に際して柩に向かって諡を贈る儀礼が見られ、『通典』に「周制は、諸侯薨すれば、臣下其の行むを跡累し、以て赴き王に告ぐ。王、大夫を遣はし其の葬に会せしめ、因りて之に諡す」とあることから、先秦の諸侯が葬時、具体的には埋葬する葬列の出発前に諡が贈られたと述べている。

(28) 「葬」が先君から「祖先」へと変化する区切りということでは、「初め、申侯は申の出なり。楚の文王に寵有り。文王將に死せんとするとき、之に璧を与へて行らしめて曰く……と。既に葬りて、鄭に出奔す」（僖公七年）や、「六月」丁巳、（周の）景王を葬る。王子朝、旧官百工の職秩を喪ひし者と、靈・景の族とに因りて乱

を作す」(昭公三年)とあるように、先君の「葬」の後に先君と関係のあった「他国の者」が出奔する事例や反乱を起こす事例が見られることから、「葬」が何らかの区切り、言うなれば先君との決別の時点であったと考えられるのである。

(29) 『左伝』に記された君主の「葬」ではないが、『春秋』の夫人に関する「葬」について、「夏、君氏卒す。声子なり。諸侯に赴げず、寝に反哭せず、姑に耐せず。故に薨」と曰はず、夫人と称さず。故に葬と言わず、姓を書せず。公の為の故に君氏と曰へり」(隱公三年)とあるように、『春秋』に「葬」と記されるためには、「諸侯に赴ぐ」「寝に反哭す」「姑に耐す」といったことを行うことが必要であると『左伝』に記されている点を参考にすれば、『左伝』の君主の「葬」も「卒哭」などの過程を含んでいたと考えてよいように思われる。

(30) 内野台嶺『主考』(『内野台嶺先生追悼論文集』、一九五四年)、一・三頁。栗原朋信「木主考(試論)」(『中国古史研究会編『中国古史研究』第二、吉川弘文館、一九六五年)、一九二・一九三頁。

(31) 齋藤前掲注(2)論文、一四四・一四五頁。なお先君の「葬」ではないため、あくまで参考であるが、「九月、齊婦を葬る。公(魯昭公)感しまず…(晋の史趙)曰く、婦の姓なり。親を思はざれば、祖、帰せざるなり、と」(昭公二年)という記事があり、その杜注に「姓は生なり。言うところは、親を思はざれば、則ち祖考の帰祐する所と為らず」とあるように、「葬」を通して親を思うこ

とで、「新君の身柄」というあるべき位置に「祖先の靈威」が「帰着」し、祖先の祐けが得られると解釈できることからすれば、「葬」によって「祖先」からの「血」の流れが新君にもたらされたことが、ここからも確認できるものと思われる。

(32) 小南一郎『古代中国 天命と青銅器』(京都大学学術出版会、二〇〇六年、二〇九頁。初出は『天命と徳』『東方学報』京都、第六四冊、一九九二年)。

(33) 小南前掲注(32)著書、一三三頁。時代は下るが、漢代の喪葬儀礼を即位と関連づけた松浦千春「漢より唐に至る帝位継承と皇太子―謁廟の礼を中心に―」(『歴史』第八〇輯、一九九三年)は、尾形前掲注(3)著書の『天命』とは、それが直接下った王朝創立者個人のものであるに留まらず、その者が構築した『何家』の保有物として一定期間・一定世代継承され得るものであった(三〇三頁)という指摘をもとに、「先帝の喪主すなわち『漢家』の『嗣子』として喪葬儀礼をつとめること、そのことを通して『天命』もまた継受された」と観念されることは極めて自然である(七〇頁)という見解を示している。ここでは「葬」と天命の継承とが関連づけられているが、これは小南氏が、「命」と「徳」の観念は重複し、西周期には習合していたと述べるように(二二〇頁)、漢代では、*命*も*徳*も「天命」と一括されていたと考えられよう。ただし、両者が西周期に習合していたとはいえず、小南氏自身も両者の本来の意味内容の違いを当書の中で指摘するように(二二三・二二四頁)、春秋期ではまだ

別々のものとして意識する觀念がどこかに残っていたのではなからうか。

(34) 豊田前掲注(4)論文「周王朝の君主権の構造について」など。

(35) 小南前掲注(32)著書、一二八頁。

(36) 例えば、「諸侯の封ぜらるるや、皆明器を王室に受けて、以て其の社稷を鎮撫す」(昭公一五年)とあるような、諸侯の封建時に与えられた明器について、「叔父唐叔は、成王の母弟なり。其れ反りて分無からんや。密須の鼓と其の大路とは、文の大蒐せし所以なり。闕鞏の甲は、武の商に克ちし所以なり」(昭公一五年)とあり、文王と武王とに由来する「もの」が示されている記事もあるように、諸侯にも文王・武王の影響はあったかもしれない。しかし、豊田氏や小南氏も指摘するように、西周も後期になると文王と武王の功績が一つに合わされ、春秋時代になると、周王の影響力が次第になくなることを考えれば、諸侯には祭祀権・軍事権という抽象的な概念だけが残り、かつ周王朝を中心とした四方の支配を意味する武王由来の軍事権が意味をなさなくなるため、春秋諸侯には祭祀権という宗教的な機能のみが残されるものと思われる。

(37) 齋藤前掲注(2)論文、一五二頁。水野前掲注(1)論文「春秋時代における統治権の変容」、四七頁。また齋藤道子「春秋時代の支配権と時間」(『東海大学紀要文学部』第六六輯、一九九六年)では、春秋期の「支配権」を検討し、君主が時の作り手である点に着目して、自分の祖

先の為政者たちが支配者として作った時間を担って自らも作り出す「支配者として作る時間」と、特定の家の人間として、親から子、子から孫と流れていく「家の時間」の二種類の時間があることを指摘している(八六・八七頁)。

(38) 為政者が持つ二つの身柄については、例えば、E・カントーロヴィチ著・小松公訳『王の二つの身体—中世政治神学研究』(平凡社、一九九二年)もヨーロッパの事例として、王には死すべき身体としての「自然的身体」と、政治組織や統治機構から成り、人民を指導し、公共の福利を図るために設けられた「政治的身体」という二つの身体があることを論じている。もちろんこの理論が古代中国にそのまま適用できるというわけではないが、このような觀念が、古代の世界史的な共通要素として古代中国にも存在していた可能性を考えてもよいのではなからうか。

(39) 齋藤前掲注(15)論文は、始祖を「支配者としての型板」(二八〇頁)と考え、その始祖と新君とが即位儀礼において一体化すると述べており、ここからも、「即位」において、始祖を媒介とした天命を受けることで新君の「支配者としての身柄」が生み出されることが確認できよう。また、漢代の例ながら、松浦前掲注(33)論文は、「喪礼は本来祖先崇拜に根差す極めて神聖な儀礼であったはずである。そして、喪主をつとめることは「家」を継ぐ、『嗣子』たる者の厳肅な義務であり」と同時に、「特権そのものであったに違いない」(六九頁)と述べており、これ

を参考にすれば、「葬」を行うことで「家長としての身柄」が生み出されると考えてよいように思われる。

なお、このように「即位」と「葬」とは「命」と「徳」という継承される内容は異なるものの、いずれも宗教的な機能に関わる儀式であるため、表1の晋の平公、楚の邲敖・靈王といった事例のように、宗教的な機能である「命」と「徳」のうち、どちらが強調されるかによって、「即位」と「葬」とが前後しているかもしれない場合もありうるのではなからうか。また「立」と「葬」については、ほぼ「立」→「葬」の順序となっているが(表1△印参照)、「六月、(魯の)文公を葬る」(冬十月、仲、悪と視を殺して、宣公を立つ)(文公一八年)とあるように、魯の宣公だけが「葬」の後で「立」となっている(表1▲印参照)。確かに宣公の先君を文公と考えれば矛盾する事例であるが、「立」の直前で文公の子であり、杜注が「悪は太子なり」とする太子悪が殺害されている点に注目するならば、文公を「葬」したのは太子悪であった可能性があり、だとすれば、宣公にとって先君にあたる存在は太子悪となるため、「立」と「葬」とが前後するのであろう。

(40) 実は表1を見ると、他に「立」「即位」「葬」の三つがそろった記事として、成公一八年の晋の悼公の事例がある(表1◎印参照)。ただし、「春、王の正月庚申、晋の欒書・中行偃、程滑をして厲公を弑せしめ、之を翼の東門の外に葬る。車一乗を以てす。荀罍・士魴をして周子を京師に逆へしめて之を立つ」(二月乙酉朔、晋の悼公

春秋時代の諸侯即位

朝に即位す」とあるように、「葬」が「立」や「即位」に先立って記されており、本文で検討してきた順序とは異なっている。おそらくこの「葬」は、先君である厲公が「弑」されたという異常事態に関わっており、杜注にも「諸侯の喪車は七乗なり」とあることから、正式な「葬」とは考えにくく、また「崔氏、莊公を北郭に側し、(五月)丁亥、諸を士孫の里に葬る。四襲して蹕せず。下車七乗、兵甲を以てせず」(襄公二五年)・「二月癸卯、齊人、莊公を北郭に葬る」(襄公二九年)とあるように、仮葬された君主が改めて「葬」される事例が他に見られることからすれば、ここでの「葬」も仮葬であり、本葬は別にあると考えられるため、「葬」が「立」「即位」の前に記されているのであろう。このような特別の場合もあるが、「立」と「即位」については第一・二節で、「立」「即位」と「葬」についても第三節で取り上げた事例からその前後関係がはっきりしており、「立」「即位」「葬」の順序で新君誕生が認識されたことが見出せるのである。

(41) 久富木成大「春秋赴告考」(森三樹三郎博士頌寿記念事業会編「森三樹三郎博士頌寿記念東洋学論集」、朋友書店、一九七九年)は、「左伝」が「春秋」を魯への赴告書であると見做している点に着目し、赴告の意味するところを探っている。

(42) 小林前掲注(24)論文は、「春秋」に「葬」がほぼ必ず記されている、つまり魯への赴告が行われているということから、「葬」を「会葬奉行と正式即位による君位継承の無事完了の伝達」と規定したが、本文での検討から考

えれば、新君が先君の「葬」を執り行い、他国からの「葬」参列により、最終的な新君の誕生が対外的に「承認」されたことを魯に報告してきた、とより具体的に「葬」の内容は解釈できるのである。

(43) 新君の対外的な「承認」ということで言えば、高木智見「春秋時代の結盟習俗について」〔史林〕第六八巻第六号、一九八五年)が、「君が新たに即位した時にも、他国と改めて結盟し、友好関係の継続を図った」(四六頁)と述べるように、会盟という場もその機能を果していたと考えられる。ただし、氏が続けて「特に、君位を篡奪した場合には、会盟の場で新君の地位が承認される意義は大であった」(四六頁)と指摘している点や、「春、洮に盟ふは、王室を謀るなり。鄭伯、盟を乞ふは、服せんことを請ふなり。〔周の〕襄王、位を定めて、而る後に喪を發せり」(僖公八年)・「齊侯に」平州に会して、以て公(魯宣公)の位を定む」(宣公元年)の杜注「篡立する者、諸侯すでに之と会すれば、則ち復た討ぜらるるを得ず」を見る限り、会盟における承認は内乱や篡奪といった非常時に行われていることがわかる。このことは、小林前掲注(24)論文の検討を参考に「春秋」から「葬」の記事を取り上げ、数としてまとめた表3を見てみると、『春秋』では君主死去の際に、小国の事例はやむをえないとしても、先君の殺害時には「葬」がほとんど記されていないことから、基本的に「葬」においてその即位は対外的に「承認」されるが、君位の篡奪などの非常時には、さらに会盟の場での対外的な「承認」も必要であった可

能性が想定できよう。

(44) 「葬」にこのような意味があるとすれば、小林前掲注(5)論文が、「少なくとも魯国では前君の『薨』をうけ遣体を前にいわゆる柩前即位によって、新君は前君に交代し即位した」(二三八頁)と推察している点については、春秋時代の即位における「立」あるいは「即位」という新君誕生の一つの段階だけに注目したもので、「薨」後の柩前即位のみを新君が誕生した時点と規定しない方がよいのではなからうか。また、他国の君主に関する「某子」という表現を、諸侯ではないが「国君の代理者」とした点も、吉本道雅「春秋五等爵考」〔東方学〕第八七輯、一九九四年)が「某子」を「先君未葬の段階での国君の称谓」(二三頁)と解しているように、「立」あるいは「即位」まで行ったものの、いまだ「葬」を行っていない新君と考えたほうがよいように思われる。

(45) 吉本前掲注(21)著書、九頁。原載は「先秦王侯系譜考」〔立命館文学〕第五六五号、二〇〇〇年、一八六頁。例えば、「楚の」平王、即位し、既に陳・蔡を封じて、皆之を復す。礼なり。隠大子の子廬を蔡に帰す。礼なり。悼大子の子呉を陳に帰す。礼なり。冬十月、蔡の靈公を葬る。礼なり」(昭公一三年)杜注「国復せば、礼を成し以て葬るなり」とあるように、陳の事情は不明だが、蔡では、復国に際して君主がまず先君の「葬」を執り行っており、「葬」が統治権の集約された「君位」の継続において、いかに重要な位置を占めるようになっていたかがうかがわれよう。

表3 君主の死亡数と『春秋』の「葬」

	君主の死亡数	『春秋』に「葬」あり	『春秋』に「葬」なし	「葬」なしの理由		
				小国	殺害	不明
恵公	1	1	0	0	0	0
隠公	8	2	6	2	2	2
桓公	10	8	2	0	1	1
莊公	13	6	7	3	3	1
閔公	1	0	1	0	1	0
僖公	19	11	8	0	1	7
文公	18	6	12	2	6	4
宣公	16	9	7	1	2	4
成公	16	10	6	3	0	3
襄公	24	16	8	1	4	3
昭公	34	27	7	1	2	4
定公	13	10	3	0	3	0
哀公	14	11	3	1	1	1
合計	187	117	70	14	26	30

- ・君主の死亡数とは『春秋』左伝から取り上げた君主の死亡記事で187例ある。そのうち『春秋』には117例の「葬」記事があるが、70例には「葬」記事がない。
- ・「葬」記事のない理由を『左伝』から調べると、小国（滕・宿・邾・薛・邾）の場合が14例で、殺害による場合が26例と計40例ある。なお殺害と小国が重なる場合は殺害を優先した。

春秋時代の諸侯即位

五五（五五）

- (47) 戦国期以降、漢代以前の事例として、秦でも『史記』李斯列伝に、「始皇帝沙丘に至り、病甚し。趙高をして書を為り、公子扶蘇に賜はしめて曰く、兵を以て蒙恬に属し、喪と咸陽に会して葬れ、と」とあり、この命を受けた趙高が胡亥に向かって「独り長子に書を賜へり。長子至らば、即ち立ちて皇帝と為らんと語りかけていることからすれば、秦でも「葬」を行うことで次期君主（皇帝）が誕生すると考えられていたのではなからうか。
- (48) 西嶋定生「皇帝支配の成立」『荒松雄ほか編『岩波講座世界歴史4 東アジア世界の形成1』、岩波書店、一九七〇年、二五六頁。後に西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年、八九〜九〇頁および同『西嶋定生東アジア史論集 第1巻 中国古代帝国の秩序構造と農業』、岩波書店、二〇〇二年、四二頁に所収）で指摘した「即位式」の問題を、氏は西嶋前掲注(3)論文を発表することで、その解明に取り組まれた。
- (49) 『公羊伝』『穀梁伝』から本稿で検討した「立」「即位」を取り上げてみると、『公羊伝』には「立」が二三例、「即位」が一四例見られ、『穀梁伝』については、「立」が八例で「即位」が一例見られる。確かに「公羊伝」には宋の繆公に関して、「吾の立」つるや此れ撰なり（隠公三年）とあるように、「立」を「撰」と解釈する記事があることからすれば、「立」が次期君主となるための即位の最初の段階であった可能性も示唆されると言えよう。しかし、例えば「即位」については、『公羊伝』の一四例のうち一三例が魯の事例で（残りの一例は周）、『穀

梁伝』に至っては魯の君主にしか用いられていないという資料的偏りがある以上、「立」との違いは見出しにくいと言わざるを得ない。なお同時代資料として考えられる春秋金文については、例えば、教育部人文社会科学重点研究基地他編『金文引得(春秋战国卷)』(广西教育出版社、二〇〇二年)を見る限り、「立」が五例で、「即位(即位)」については一つも見当たらないという、絶対的な資料不足と資料的偏りがあるわけだが、そもそも君主の即位に関わる記述ではないため、ここから両者の違いはもちろん、即位の実態そのものを明らかにすることは難しいのである。

(50) 『国語』『史記』についても、例えば「立」「即位」を取り上げてみると、まず『国語』に関しては、「立」が四六例で「即位」が一三例見られ、特に「立」については、「宣王長じて之を立つ」とあるように、「くを立つ」という記述が目付き、その意味で「立」には君主を擁立する存在が多いとした本文の指摘に合致するものであるが、これまた「即位」一三例のうち一〇例が晋の事例であり(残りの一例は周で、二例は越の記事)、「立」との違いを見出すことは難しい。

一方、『史記』については、「立」が二〇例で「即位」が一六例となっており、吉本前掲注(21)著書(初出は『呉系譜考』『立命館文学』第五六三号、二〇〇〇年)も注の中ではあるが、『史記』の系譜は、父子相続の場合、『A卒、子B立』の書式を探ることがより一般的である。魯世家系譜は、『魯公伯禽卒、子考公酋立、考公四年卒、

立弟熙、是謂煬公』のように、兄弟相続については、『立弟a、是謂A』(Aは諡・aは諱)の書式を探るが、恵公以降、『孝公卒、子弗湲立、是為惠公』のように、父子相続にも、この書式を採用する(一三二〇頁)と指摘するように、新君の即位が圧倒的に「立」で示されていることがわかる。そのため『左伝』のような比較は難しいものの、斉の懿公・莊公・悼公・平公、衛の懿公・莊公、晋の文公・悼公、楚の成王・莊王・靈王、鄭の昭公・厲公などは「立」の後に「即位」と記されており、特に第一節でも取り上げた晋の悼公については、「正月」庚午に「立」、二月乙酉に「即位」とあるように、『左伝』と同様、両者の区別が見られる部分もある。ただし『史記』の取材した資料が『左伝』に由来する可能性もあるため、『史記』から「立」と「即位」との区別を見出すことはやはり難しいと思われる。

(51) 『左伝』の史料的价值と新君誕生の認識に関することでは、注(26)でも少し述べた、平勢氏が年代矛盾を解消する際に手がかりとした称元法の問題、特に、前三八八年に斉で開始された踰年称元法以前に行われていたとされる立年称元法については、氏が『史記』に見える「立」を「即位のことと考えて」(前掲注(4)「戦国紀年再構成に関する試論」、二八頁)導き出したもので、本稿でも「立」の検討を行った以上、触れる必要があると思われる。確かに、注(50)でも述べたように、『史記』では基本的に「立」が新君誕生の時点を示すと考えられ、戦国期のような『史記』以外にまとまった史料が乏しい時代

に關しては、「立」を新君の紀年の始まりという意味での「正式即位」と考えてよいかもしれない。しかし、春秋時代に關しては、当代の史実が語られていとされる史料として『史記』以外に『左伝』があり、そこでの「立」は即位の最初の段階に過ぎず、「立」以外にも元年の始まりを示す可能性のある時点がいくつが存在することが、今回の検討で明らかになった以上、少なくとも「立」を「即位のことと考え」た場合の立年称元法が春秋時代に行われたかどうかは確定しがたいものと思われる。ただし、春秋時代の人々がどう新君の誕生を認識したかと、新君の始まりを後に暦としてどのようにまとめられるかは別問題であり、そもそも平勢氏の検討は『史記』を出発点としているため、今回の『左伝』の検討をもとに、どの時点を新君の紀年の始まりと考えるかは私の課題として残されていると言えよう。何より『左伝』から称元法を探るには、『左伝』をどのような史料と捉えるか、特に『左伝』が踰年称元法で整理されている『春秋』の伝であるという部分をどう解釈するかといった重大な問題にも関わってくるため、これらを含めて今後の課題としておきたい。